

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 51 年 6 月まで
② 昭和 55 年 4 月から 62 年 3 月まで

結婚後、市役所から連絡があつて国民年金に加入したと思う。昭和 51 年か 52 年ころ市役所から請求書（納付書）が送られてきて、それまでの保険料ではないかと思っているが、40 万円から 45 万円くらいの金額を銀行に依頼して納付したはずである。保険料は、加入した当初は納付書のようなもので、銀行で納付していたが、途中からは銀行に依頼して夫の保険料と一緒に夫の口座から引落とし（口座振替）にしてもらっていた。

申立期間の一部に申請免除の期間があると言われたが、免除の制度があることを知らなかったなので、免除申請をしたことは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 9 月ころ払い出されている上、被保険者台帳では同年 9 月に 51 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 51 年か 52 年ころ一括納付したと主張しているが、この時期は、国民年金手帳記号番号の払出し前である上、特例納付が可能な時期でも無く、仮に、第 3 回目の特例納付時期（昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで）に納付した場合であっても、申し立てている保険料額は特例納付した場合の保険料額と大きな相違がみられ、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

一方、申立期間②については、申立人は夫の国民年金保険料と一緒に口座振替により納付していたと申し立てており、当該市では、昭和 52 年度から口座振替による国民年金保険料の納付が可能であった上、社会保険庁の記録では、申立人と一緒に納付していたとする申立人の夫の国民年金保険料の納付日が確認できる 59 年度以降は 3 か月ごとに定期的に納付されている状況となっており、口座振替による納付が行われていたものと推認できる。

また、申立期間②の前後を通じて申立人の住所や家庭の経済状況にも大きな変化は認められないことから、当該期間について、申立人の夫のみが国民年金保険料を納付して、申立人が比較的長期間未納となっているのは不自然であり、申立人は夫と同様に当該申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

さらに、申立期間②の途中である昭和 56 年度は申請免除の記録があるが、申立人は免除手続をした記憶は無く、また、申立人の夫の保険料は納付済みとなっている上、申立人の夫は当該時期に地区の集会場の建設に当たり多額の寄付をしているなど、経済的に困窮していた事情は見当たらず、国民年金保険料の申請免除は世帯の所得で判断されることになっていることから、国民年金保険料の申請免除の記録は不自然であり、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、平成5年9月に係る標準報酬月額記録については、30万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成5年9月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月1日から平成11年11月1日まで
有限会社A（現在は、株式会社B。）の事業主と給料の交渉を行い、前職退職時とほぼ同額の5万円という条件で昭和47年5月1日に同社に入社したが、同月の社会保険庁が管理する標準報酬月額の記録は3万6,000円となっている。

また、その後の給料明細書や家計簿から給料支給額が確認できる月についても、給料支給額と標準報酬月額が違っていることから、入社から退社までの全期間について、実際の給料支給額と標準報酬月額が違っていると思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和58年7月、59年5月及び同年6月、同年10月、60年1月、61年7月及び同年8月、63年5月及び同年6月、同年9月及び同年10月、同年12月から平成3年12月までの期間に係る「給料明細書」、及び10年1月から11年10月までの期間に係る「支給明細書」に記載されている内容と、昭和55年及び62年から平成11年までの期間の「家計簿」に記載された内容について検証すると、「給料明細書」、「支給明細書」及び「家計簿」の提出のあった月について、「給料明細書」から「家計簿」への転記間違いと思われる2年3月分を除いて、すべて金額が一致していることから、申立期間のうち「給料明細書」、「支給明細書」の提出が無く、「家計簿」のみ提出があった期間についても、家計簿に記載された厚生年金保険料の控除額（健康保険と厚生年

金保険の合計金額で記載されている月に関しては、当該月の保険料控除額及び保険料率から算出した厚生年金保険料控除額は、正しいものと判断できるところ、申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された平成5年の「家計簿」において確認できる保険料控除額から、同年9月を30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、平成5年9月の「家計簿」において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、当該「家計簿」で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和55年5月、同年8月及び同年9月、58年7月、59年5月及び同年6月、同年10月、60年1月、62年1月から平成3年9月までの期間、同年11月から4年3月までの期間、5年10月から9年7月までの期間、同年10月から11年10月までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と、「給料明細書」、「支給明細書」及び「家計簿」において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あつせんは行わない。

また、平成3年10月、9年8月及び同年9月については、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が、「給料明細書」及び「家計簿」において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を超えていると認められることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あつせんは行わない。

さらに、昭和61年7月及び同年8月、平成4年4月から5年8月までの期間については、「給料明細書」又は「家計簿」において控除が確認できる厚生年金保険料額が社会保険事務所で記録されている標準報酬月額に見合う同保険料額を超えているものの、当該金額は、標準報酬月額の改定に至らない範囲であるため、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われないことから、特例

法による保険給付の対象にあたらなため、あつせんは行わない。

加えて、昭和47年5月から55年4月までの期間、同年6月及び同年7月、同年10月から58年6月までの期間、同年8月から59年4月までの期間、同年7月から同年9月までの期間、同年11月及び同年12月、60年2月から61年6月までの期間、同年9月から同年12月までの期間については、「給料明細書」及び「家計簿」の提出が無く、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額の相違状況について検証はできないものの、当該期間以外の期間において、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額がほとんどの期間で一致していることから判断すると、当該期間についても社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が一致していると推認できることから、この期間は特例法による保険給付の対象にあたらなため、あつせんは行わない。

なお、申立人は、「給料明細書」、「支給明細書」又は「家計簿」の支給総額を基に標準報酬月額を算定すべきと主張している。しかし、厚生年金保険法第75条は、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとしていることから、当該給与明細書等の支給総額に基づき記録を訂正したとしても、保険給付には反映されない。したがって、上記のとおり、特例法に基づき、標準報酬月額の改定若しくは決定、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われる範囲で、標準報酬月額に係る記録の訂正についてあつせんを行うものである。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 35 年 12 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給されたことになっているとの回答があったが、脱退手当金の請求手続をした記憶が無いし、脱退手当金を受給した記憶も無い。

国民年金の加入手続等を行っていた夫も脱退手当金については、「そのようなことは一切聞いていない。」と言っており、脱退手当金を受給したことになっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 36 年 6 月 9 日に入籍し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立人は夫と共に、申立期間後の国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、60 歳まで国民年金保険料を完納しており、年金に対する意識が高かったことがうかがえ、申立期間の脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

さらに、申立期間当時、申立人が勤務していたA県農業試験場は、「申立てに係る脱退手当金の請求の有無については、当時の記録が無いため不明である。」と供述しているが、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 10 か月後の昭和 36 年 10 月 31 日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い上、支給決定されたとする額は、法定支給額 (2,775 円) と 450 円相違し

ている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A印刷株式会社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和32年11月1日）及び資格取得日（昭和33年11月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月1日から33年11月1日まで

昭和32年にA印刷株式会社に入社後、申立期間においても継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていたと思う。

途中で退社していないのに、在籍期間中の厚生年金保険の加入記録に、1年間もの欠落があるのは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A印刷株式会社において昭和32年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年11月1日に同資格を喪失後、33年11月1日に同社において再度、同資格を取得しており、32年11月から33年10月までの期間の被保険者記録が無い。

また、A印刷株式会社に対して照会したところ、同社では申立人に関する人事記録や申立期間当時の厚生年金保険の加入記録等関連資料は残っていないとしているが、一方、申立期間当時の複数の同僚や事業主の関係者は、「申立人は、A印刷株式会社に入社後、印刷の機械を扱う業務に携わり、途中退社することなく2年ほど勤務していた。」と供述していることから、申立人が申立期間においても同事業所に継続して勤務していたものと認められる。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人と同日の昭和32年9月1日にA印刷株式会社において厚生年金保険

被保険者資格を取得していることが確認できる同僚5人のうち、退社により同資格を喪失したとみられる2人を除き、3人は申立人と同様に当該事業所における業務内容及び勤務形態に変更は無く、申立期間においても厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する申立人のA印刷株式会社における昭和32年10月及び33年11月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年11月から33年10月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

香川国民年金 事案 224 (事案 31 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 37 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 37 年 8 月まで

先の申立てにより、平成 20 年 1 月、申立期間の一部(昭和 38 年 1 月から同年 3 月まで)について納付記録の訂正が認められたが、昭和 36 年 7 月から 37 年 8 月までの期間について記録の訂正が認められなかったのは納得できない。

私が 20 歳のころ、父親から「国民年金制度が出来るから年金を払っておく。」と言われた記憶があり、父親は私が 20 歳になった昭和 36 年 7 月から国民年金の加入手続をしたはずであり、国民年金保険料は私が結婚するまで父親が納付してくれた。

当初の判断後、申立期間当時、父親と同居していた兄夫婦の国民年金保険料は、制度発足当初の昭和 36 年 4 月から納付済みとなっていることが判明したので、兄夫婦のねんきん特別便の年金記録を提出し再度申し立てる。

なお、兄夫婦も申立期間当時はまだ若く、国民年金保険料は父親が納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の父親が申立期間について、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(預金通帳、家計簿等)が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であること、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 39 年 6 月においては、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員

会の決定に基づく平成20年1月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、保険料納付を示す資料として新たに申立人の兄夫婦のねんきん特別便の納付記録を提出し、申立期間の兄夫婦の国民年金保険料が納付済みとなっていることから、申立人の国民年金保険料も父親が納付してくれたはずであると主張しているが、今回提出された当該納付記録は、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料とは認められない上、申立人の父親は既に死亡しており、兄夫婦からは、当該納付記録が父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付けるものである旨の証言を得られず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から48年5月までの期間、48年11月から50年5月までの期間及び50年8月から52年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月から48年5月まで
② 昭和48年11月から50年5月まで
③ 昭和50年8月から52年5月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間①、②及び③については、納付事実が確認できないとの回答を受けたが、納付できない。

短大生であった昭和47年5、6月ころA市役所に行き、自宅近くに住んでいたBさんが受付窓口にいたので、教えてもらって国民年金の加入手続きをした。

申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、国民年金の加入が任意であったころから、自分が定期的に1、2か月ごとに現金で納付した。納付場所は、申立期間①は、A市役所で、申立期間②は、同市役所と結婚後に住所を移したC市のD出張所で、申立期間③は、同出張所とその後、住所を移したA市の市役所であり、保険料額は、2,000円ないし3,000円であったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間に納付したとする保険料額は、申立期間以後任意加入して納付済みとなっている期間の保険料額に近い上、申立期間①及び②については、実際の保険料額と大きく相違しており、申立人が保険料を納付していた時期を誤認している可能性を否定できない。

さらに、申立人が国民年金手帳記号番号の払出しを受けた昭和52年6月こ

ろは、任意加入期間であったことから、同年同月に被保険者資格を取得しており、申立期間①及び②については、時効により保険料を納付することができない上、申立期間③についても、任意加入であるため、さかのぼって保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金保険料を現金で納付したと主張しているが、申立期間①、②及び③のころ居住していたA市では、当時は納付書方式に移行しており、同市役所窓口で現金納付は、取り扱っていなかったとしており、申立期間②及び③のころ居住していたC市でも、国民年金保険料を納付していたと申し立てている同市D出張所では、同保険料の収納事務を行っていなかったことが確認でき、申立内容は不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月1日から同年10月1日まで
昭和19年3月20日にA株式会社（現在は、B株式会社。）に入社し、養成所を出た後、同社C支店D出張所に配属となった。

社会保険庁が管理する厚生年金保険のオンライン記録では、昭和19年10月1日が厚生年金保険被保険者資格の取得日となっているが、厚生年金保険被保険者証には、同年7月1日が同資格の取得日となっている。

申立期間当時の勤務内容は、電柱設営等であり、いわゆる現場で働いていたことから、申立期間について労働者年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された「社員カード」から、申立人が昭和19年4月1日にA株式会社に入社したことが確認でき、申立人及び同僚の供述から、申立期間当時、申立人が電柱設営等のいわゆる筋肉労働に従事していたことは認められるが、申立期間において、労働者年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

一方、申立人は、「厚生年金保険被保険者証に、厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和19年7月1日である旨の記載があることから、申立期間当時、労働者年金保険の被保険者であった。」と主張しているが、同年の労働者年金保険制度の改正により、新たに厚生年金保険法が制定され、被保険者の範囲が拡大したところ、同年6月1日から同年9月30日までの期間は、同法施行に係る事務手続の準備期間であったため、この間の被保険者資格取得者の保険給付及び費用の負担に関しては、被保険者期間に算入されない。また、同法により、当該被保険者の厚生年金保険被保険者台帳には「○改」

と標示することとされているところ、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には「○改」の標示があることが確認できることから、申立人は申立期間において、労働者年金保険の対象者でなかったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険番号払出簿において、A株式会社で昭和19年7月1日に厚生年金保険番号の払出しを受けている同僚及び同社C支店の厚生年金保険被保険者名簿において、被保険者資格の取得日が、同年10月1日より前の日付で記載されている同僚合計45人のうち、社会保険庁が管理するオンライン記録が確認できた40人中、申立人を含む30人の被保険者資格取得日が同年10月1日となっていることが確認でき、これら30人の同僚のうち供述を得られた6人は、「昭和19年10月1日より前の期間において事業主により給与から労働者年金保険料を控除されていた記憶は無い。」と供述している上、このうち申立人と同時期に入社したと供述している同僚1人の社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳にも、申立人と同様に「○改」の標示があることが確認できる。

加えて、「A十年史」によれば、申立期間当時の社員及び給与について、「社員は事務、技術系統に分かれ、それぞれ数段階の資格が付されていた（技術系統 参事、技師、技師補、技手、技手補、工務員、工務雇、工事、工務見習）。参事は年俸、事務雇、工務雇以下は日給、その他は月俸であり、毎年4月1日又は臨時に昇給、昇格が行われた。」と記載されているところ、同社において、昭和18年1月12日から労働者年金保険の記録が確認できる同僚は「私は昭和17年7月からAで勤務していたが、当時は約3か月の試用期間があり、18年1月に甲種電気工事士の試験に合格したときに正社員となった。」と供述している上、当該同僚及び前述の供述を得られた同僚6人中4人が「給与は、当初、日給月給であったが後に月給になった。」と供述していることを併せて判断すると、申立期間当時、同社においては、社員を採用後、数か月の試用期間が経過した後に正社員とし、その際に労働者年金保険被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

また、B株式会社は、申立期間当時の関係書類を保存していないことから、申立期間において、事業主により給与から労働者年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険の被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 8 月 1 日から 36 年 7 月 15 日まで
② 昭和 39 年 1 月 20 日から 40 年 3 月 10 日まで

船員保険被保険者期間照会の結果、両申立期間につき船員保険に未加入となっていることが分かった。

申立期間①については、A所有の船舶に乗った後、B所有の船舶に乗り、申立期間②については、再びA所有の船舶に乗っており、両申立期間について船員であったことを示すものとして、船員手帳がある。

また、昭和 35 年 12 月に事業主から交付された船員保険被保険者証を使って病院へ行った記憶があるので、申立期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「船員手帳」及び同僚の供述から、申立人が、昭和 34 年 7 月 31 日から 35 年 9 月 10 日までの期間は、A（現在は、C株式会社。）の所有する船舶に、同年 9 月 19 日から 36 年 7 月 15 日までの期間は、Bの所有する船舶に乗り、39 年 1 月 20 日から 40 年 2 月 16 日までの期間及び同年 2 月 19 日から同年 11 月 4 日までの期間は、再びAの所有する船舶に乗っていたことは認められるが、両申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する船舶所有者「A」の船員保険被保険者名簿により当該船舶所有者が船員保険適用事業所に該当したのは昭和 35 年 5 月 1 日であることが確認できるところ、同名簿において、申立人が船員保険の被保険者資格を取得しているのは、40 年 3 月 10 日であり、被保険者番号は申立人まで連番となっていることが確認できる上、社会保険事務所が保管

する船舶所有者「B」の船員保険被保険者名簿においては、申立人の氏名の記載は無く、被保険者番号の欠番も無いことから申立人の記録が失われたとは考え難い。

さらに、社会保険事務所が保管する船舶所有者「A」及び「B」の船員保険被保険者名簿において、氏名が確認できる同僚のうち一人は、「私の船員保険の記録も、勤務実態と期間が異なっているが、給与から船員保険料が控除されていたかどうかは覚えていない。」と供述し、他の同僚は、「3年間から4年間、Aで船員をしていたが、全く船員保険が付いていない船員がいる。」と供述している上、申立てに係る船舶所有者の住所地と同じ町内で、同じ事業を営む船舶所有者は、「申立期間当時、乗組員を船員保険に加入させていない船舶所有者もいたと聞いたことがある。」と供述している。

加えて、C株式会社は、「申立期間当時、当社は個人経営であり、当時の関係書類は保存していない。」と供述している上、申立期間当時の船舶所有者は、既に死亡又は高齢であることから、申立人の申立内容を確認できる関連資料及び給与からの船員保険料控除に関する供述を得ることができず、申立人が、「申立期間①の期間に、乗船中の火傷によりD大学付属E病院において治療を受けたことから、船員保険に加入していたはずである。」と供述していることについても、同病院では申立期間①当時の診療記録は、保存期間経過のため廃棄しているため、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、両申立期間に係る船員保険料を各々の事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月1日から36年9月13日まで
社会保険事務所で、厚生年金保険の加入記録について確認を行ったところ、A印刷(株)で勤務した期間については、脱退手当金を受給したことになるとの回答があった。

しかしながら、脱退手当金の請求に必要な厚生年金保険被保険者証を会社に置いたまま退職したので、請求はしていない。

また、脱退手当金が支給決定されたころはB市に居住しており、受給した覚えは無く、退職してから約1年後に支給決定となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、社会保険庁が管理するオンライン記録によると、A印刷(株)における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約11か月後の昭和37年8月24日に支給決定されているが、社会保険事務所が保管する申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、事業主により提出された厚生年金保険被保険者資格喪失届の処理が同年8月2日付けで行われたことが確認できる上、申立人が知人を通じて労働者災害補償給付の請求を行い、支払いを受けたとする金額3万円は、退職金、労働者災害補償給付に係る休業補償及び脱退手当金の合計に相当する金額になっている。

また、社会保険事務所が保管するA印刷(株)の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の前後50人の厚生年金保険被保険者の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後5年以内に脱退手当金の支給要件を満たして厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性12人のうち、申立人を含む8人が社会保険庁が管理するオンライン記録において脱退

手当金を支給決定されたことが確認でき、うち5人が6か月以内に支給決定されていることから、事業主による代理請求の可能性を否定できない。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給決定額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。